

税務情報 Q&A

Q: 増値税改革の免税措置を受けるための必要書類及び免税措置の適用状況を教えてください

～国家税務総局公告 2014 年第 49 号の施行～

中国企業(現地法人を含む)が非居住者企業に対して、技術コンサルティングサービスなどの増値税改革の対象役務を提供した場合には、「鉄道運送業及び郵政業を増値税の改革試行範囲に組入れることに関する通達」(財税[2013]106 号)等により、このようなサービスの輸出取引に対して、原則、免税かゼロ税率が適用される旨が規定されています。

このうち、免税に係る最新の補充規定として、「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスに係る増値税の免税管理弁法(試行)」(国家税務総局公告 2014 年第 49 号、以下“49 号公告”)¹が 2014 年 10 月 1 日から施行され、従来規定の国家税務総局 2013 年第 52 号公告が廃止されています²。

本稿では、49 号公告で規定する免税措置を享受するための必要書類、及び免税措置の適用状況等を説明します。

49 号公告では増値税の徴収が免除されるクロスボーダーサービスが列挙されているほか、主管税務機関に対する免税届出の手続きを行う際の提出資料を定めており、その主要な資料は以下の通りです。

- クロスボーダー課税サービス免税届出表
- クロスボーダーサービス契約書の原本及びコピー
- 海外倉庫での保管サービスや目的物が海外にある有形動産リースサービスなどに該当する場合³、そのサービス地が海外にあることの証明資料の原本及びコピー
- 海外へクロスボーダーサービスを提供する場合、サービス受領側の機構所在地が海外にあることの証明資料
- 各省、自治区、直轄市及び計画単列市の国家税務局が要求するその他資料⁴

¹ 49 号公告における従来規定からの変更点等の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.142 (2014 年 9 月号)」を参照のこと。

² ゼロ税率の最新の補充規定として「ゼロ税率を適用する課税サービスの増値税還付(免除)に係る最新の管理弁法」が 2014 年 1 月 1 日から施行されている。

³ 該当サービスの詳細は、49 号公告第 2 条を参照のこと。

⁴ 更に、49 号公告第 2 条で規定する国際或いは香港・マカオ・台湾の運輸業務を提供する場合には、関連業務が実際に発生した証明資料の提出が求められている。

49号公告ではクロスボーダーサービス契約書の提出が要求されていますが、契約書原本が外国語である場合、中国語の翻訳文を提出すると共に、法定代表者（責任者）の署名或いは企業公印の押印が求められています。

また、海外の資料で原本を提出できない場合には、コピーのみの提出が認められているものの、コピーが原本と一致している旨の文言を明記し、かつ法定代表者（責任者）の署名、或いは企業公印の押印が要求されます。更に、海外の資料の原本が外国語である場合においても、契約書の場合と同様に、中国語の翻訳文を提出すると共に、法定代表者（責任者）の署名、或いは企業公印の押印が求められます。

このように、中国企業が免税の適用を受けるための届出書類の準備には、サービスの受益者である非居住者企業に相応の事務負担が要求されるため、留意が必要です。

なお、提出書類の取扱いについて実務運用に地域差が見られます。一例として、「全部事項説明書」の中国語翻訳に全訳を求める地域も有れば、重要箇所のみ翻訳が許容される地域もあります。またコピーへの押印に関しても、中国企業、非居住者企業双方の押印を要求する税務当局もあれば、中国企業のみでも認められる地域があるなど、その対応には違いが見られており、所在地税務当局への事前確認が必要と考えられます。

また、免税適用の場合にはゼロ税率の適用とは異なり、中国企業の売上（輸出）増値税に対応する仕入増値税の控除が認められません。従いまして、49号公告では免税適用の条件として当該サービス収入を単独で計算し、この控除できない仕入税額を正確に計算することが求められています。

このため、実務的には、免税申請に掛かるこれらの事務負担と実際の税負担を比較し、敢えて、免税申請を行わないとの選択も見られています⁵。

次に、免税措置の適用状況ですが、まず、実務運用には地域差が見られており、申請内容が同じであっても、地域により免税享受の可否が分かれる可能性があります。また、同一市内であっても、行政区が違えば、各税務当局で異なる対応が見られるケースもあり、所在地の税務当局の実務運用を慎重に確認する必要があります。

更に、規定上は免税措置が受けられる業種であったとしても、サービス内容により免税適用の難易度も異なる傾向があります。例えば、仕入・販売関連のコンサルティングサービスなどは、実務的には免税適用が容易ではない傾向にあります。

また、実務上の留意点として、技術関連サービスの場合、「技術輸出入契約登記管理弁法」に基づく技術輸出に該当すれば、増値税の免税申請時に“技術輸出契約登記証”の提示が要求されます。当該登記証を取得

⁵ 免税適用を受けず、サービス貿易に対する輸出増値税が課税される場合、増値税額は非居住者企業が負担するが、値決めにより実質的に中国企業が負担するケースも実務的には見られる。

するためには、契約発行日より 60 日以内に商務部門に対して契約登記を行う必要があります⁶。従って、増値税の免税手続きの際に当該登記証の取得手続きを始めるのではなく、技術契約の締結時点において、免税享受の是非を検討する必要があると考えられます。

このように、49 号公告では免税手続きは明確化されている一方で、届出申請のための事務負担感が生じます。更に、免税適用を享受する為には、事前の調査や準備が求められると共に、実務運用にも留意すべきと考えられます。また、免税適用は、現状においては必ずしも容易ではない状況となっており、注意が必要です。

⁶ 但し、ランニングロイヤリティ契約を除く。ランニングロイヤリティは、基準金額が確定した後、60 日以内に契約登記手続きを実行する。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited